

さくら市健康ポイント業務システム導入・運用保守業務仕様書

さくら市（以下、「本市」という。）と受託請負事業者（以下「受託者」という。）は、さくら市健康ポイント業務システム導入・運用保守業務について、本仕様書に掲げる事項により業務を遂行する。

1 業務名 さくら市健康ポイント業務システム導入・運用保守業務委託

2 目的

スマートフォン用の健康ポイントアプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）を導入し、市民の健康行動に応じたポイントの付与、健康ポイントの「見える化」を行う。また、若い世代からの健康づくりや、生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりとし、積極的な健康づくりを行う人が増えるまちづくりを推進していくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※以後、利用状況により複数年の継続契約の可能性あり
(但し事業効果を見て判断するため単年度契約とする)

4 業務内容

4-1 概要

さくら市健康ポイント業務は、アプリを用いて、利用者が実施した健康づくりに繋がる行動に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて特典（以下、「インセンティブ」という。）を与えることで、健康づくりへの意欲向上、生活習慣の改善等を促す事業である。

本業務委託は、本事業で使用するアプリの構築および運用保守、健康づくりに繋がる行動によりポイントが付与される仕組み（以下、「ポイントプログラム」という。）の提供、インセンティブの企画調整及び本事業のプロモーション及びそれらに付随する業務を実施するものである。

また、本事業は、次に示す対象者、利用人数及びスケジュールを想定しているため、同内容に即した委託内容で本業務委託を実施すること。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 対象者 | 19歳以上のさくら市民及び在勤者 |
| (2) 想定利用人数 | 令和7年度 1,000人 |
| | 令和8年度 1,500人 |
| | 令和9年度 2,000人 |

※人数は登録アカウントの人数とする。

- (3) スケジュール 令和7年7月（予定）契約締結、準備期間、利用者募集
令和7年10月（予定）アプリの運用開始

※詳細なスケジュールは、委託者と受託者が協議の上、決定する。

4-2 業務概要

次の(1)～(8)の業務を行うものとする。なお、業務内容は、本市の業務に必要と思われる事項を示したものであり、受注者からの企画提案に基づき本市と受注者で協議して内容を決定するものとする。別紙「さくら市機能要件一覧」の要件を満たすアプリと管理システムを提供し、機能要件の「必須機能」は、実装を求める機能であるため、全て対応可とすること。

(1) 健康ポイント事業にて使用するアプリ・機器の提供

①アプリの提供

参加者の運動、健康に関する取組について測定・集計し、ポイントとして付与ができるアプリを提供し、以下の条件を満たすこと。

- ・スマートフォン利用者を想定し、参加者が無料(通信料を除く。)でダウンロードでき、ios版、android版に対応しているものとする。
- ・使いやすさ、見やすさにおいて、スマートフォンに不慣れな方にも配慮されたものであること。
- ・参加者間での歩数において個人で大きな差がないアプリを提供すること。また、測定・集計の精度について参加者間の公平性を担保するものを提供すること。
- ・歩数や獲得ポイント、取組み、健康状態の記録等について、過去の履歴や現在の情報を詳細に確認ができること。
- ・体組成、血圧の測定結果が自動で反映されること。

②機器の提供

以下の機能を有する機器を提供すること。

- ・身体の状態を測定できる機器。体重、筋肉量や脂肪量を測定する体組成計と血圧、脈拍等を測定する血圧計と血圧計設置に伴う架台、椅子等。体組成計、血圧計については、さくら市内の保健センター等3か所の活動拠点に設置すること。
- ・上記の機器は①のアプリと連動し測定データに対してポイント付与及び記録ができること。
- ・上記の機器は参加者がダウンロードするアプリと連動し、2次元コードを用いて個人認証を行い、身長、年齢等を都度入力せず測定を可能とすること。
- ・体組成計、血圧計は通信機器・2次元コードリーダーと接続し、データの連携が出来ること。
- ・盗難防止の観点より、通信機器・2次元コード等はパソコンを介さず体組成計、血圧計と接続し連動出来ること。

(2) 健康ポイントの活用支援

①ポイント付与における仕組みの構築

- ・さくら市の実情に即したポイントの設定、アプリや機器を使用したポイント付与の方法等の仕組みを構築すること。

②自治体の管理に関する仕組みの構築

- ・取組みの状況の確認、ポイント獲得状況の把握等、各参加者の状況について確認ができる仕組みを構築すること。
- ・確認作業は本市の職員用端末で行うことを踏まえ、セキュリティについても担保すること。

③ポイント交換における仕組みの構築

- ・貯めたポイントを交換するための仕組みを構築すること。
- ・ポイント交換によるインセンティブについて、本市との協議に参加し、助言、協力を行うこと。

④会員専用のWEBサイトの構築

- ・事業参加における専用WEBサイトの構築を行い、WEB申込みの仕組みを構築すること。

⑤アンケートの実施

- ・アンケート機能を構築し、作成・配布・集計について協力を行うこと。

⑥その他

- ・運用に関する助言・協力・支援・ツールの提供・問合せの対応・トラブル対応等を行うこと。

(3) 広報等事業周知支援

①広報媒体等の作成

- ・事業の周知を目的としたリーフレット(A3サイズカラー・2つ折り加工)を作成し、市の指定する部数を納品すること。この際、市の指定する部数に仕分けること。
- ・デザインは受託者で作成し、市にあらかじめ確認を得ること。
- ・作成したチラシは、Illustrator(ai)形式及びPDF形式のデータを市の指定する方式により納品すること。
- ・納品するチラシに使用する著作物の著作権は、受託者の負担において適切に手続を行うこと。

②市報に掲載する記事・デザインのサポート

- ・事業の周知を目的とした市報に掲載する記事・デザイン作成について、さくら市のサポートを受託者が行い、市にあらかじめ確認を得ること。

③利用者向け説明会の実施

- ・利用者向け説明会を開催し、利用者に対してアプリの使い方説明及びアプリ登録サポートを実施すること(2日間の開催)。

- ・説明会資料は受託者が用意すること。

④イベント企画・運営

- ・参加者の意欲が継続できるようなイベントの企画・運営を実施すること。
- ・市民のヘルスリテラシー向上のため、健康生活を送るための情報提供の場としてイベントを企画し提案を行うこと。

⑤職員向け説明会の実施

- ・市職員への管理画面等の操作方法研修を実施すること。
- ・説明会資料は、受託者が用意すること。

(4) マイナンバーカードの公的個人認証サービス認証機能

- ・ポイント交換を行う際にはスマートフォンにマイナンバーカードをかざして、マイナンバーカードに格納される基本4情報より署名用電子証明書を読み取り、対象者の識別が自動でできるような機能を搭載すること。
- ・マイナンバーカード認証によって得た個人情報を本アプリに保存しないこと。

(5) 健診情報の取得

- ・健診情報について参加者による手入力可能な仕様とすること。

(6) AIによる生活習慣病罹患リスク推定を行う機能

- ・健診データと運動習慣・食習慣・飲酒・喫煙・睡眠習慣等の設問により現状を点数化による評価と将来の生活習慣病罹患リスクを推定するコンテンツを有すること。
- ・健診データとアンケートにより点数化した、検査値点数・生活習慣点数を行い総括するコメントが表示されること。
- ・結果から一人ひとりの健康リスクに備えた「生活習慣改善プラン」を提示できること。

(7) 成果品

①事業報告書の作成

報告書の内容は随時調整を行うが、下記事項は必須とする。

ア 参加者属性

男女別年代別参加者数・比率、男女別平均年齢

イ 歩数変化

男女別月別歩数、年代別月別歩数、開始時と終了時の変化量・変化率

ウ 身体的変化(体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量)

男女別月別平均値、開始時と終了時の変化量・変化率

エ アンケート

男女別年代別集計

オ 管理栄養士・保健師・健康運動指導士・理学療法士等の考察

②その他

- ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の実績報告等に必要となる効果の検証について、本市の求めに応じて必要な支援を行うこと。

- ・年度途中に、本市が集計を必要とする場合、集計データを提出すること。
- ・受注者は、業務完了後、成果品について本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

(8) 運用保守

①運用時間

- ・通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

②ヘルプデスク

- ・職員向けの問合せには固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とすること。また電子メールによる問い合わせにも対応とすること。
- ・開設時間は、平日 9 時から 17 時までを必須の時間帯とし、それ以上のものは提案によるものとする。

③セキュリティ対策

- ・アクセス状況及び不正アクセスを 24 時間 365 日監視し、不正アクセスや情報漏洩対策を適切に実施すること。また、アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合は速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログを開示すること。
- ・システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ・システムの脆弱性診断を定期的実施し、コンピュータウイルス感染への対策を適切に行うこと。
- ・データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ・情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う体制を整えること。

④障害対応

- ・障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ・障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ・管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日複数回保存し管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

⑤システム保守

- ・システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。
- ・クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。

・各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏洩等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり個人情報保護法及び本市の情報セキュリティポリシーを遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (5) システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- (6) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、別途本市と受託者、双方協議の上、決定すること。